

# 政府、プラス資源循環促進法案を閣議決定

## 使い捨てストロー、スプーンなど プラスごみ削減目指し有料化も視野

小泉環境相 「サーキュラーエコノミー新法」

政府は9日、プラスチックごみの削減を目指した「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案」を閣議決定した。新法案では環境配慮設計の指針やワンウェイプラスチックの提供事業者が取り組むべき合理化の判断基準を策定する事が盛り込まれており、昨年7月のレジ袋に加えて、飲食店やコンビニエンスストアなどで提供されるプラスチック製の使い捨てストロー、スプーン等を有料化することとも視野に入れている。閣議後の会見で小泉進次郎環境相は、「いわばサーキュラーエコノミー新法とも言える、今後2050年に向けてプラスチックの分野は完全サーキュラーエコノミーに変わっていく、そのスタートとなる法律」だと述べた。

プラスチックの資源循環を総合的に推進するため、政府は19年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、これを具体化するため昨年5月から今年1月にかけて開催された中央環境審議会と廃業構造審議会の合同会合での審議結果を受け、1月29日に中環審から「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について」の意見真申を受けた。同法律案はこの意見真申に則り、多様な物品に使用されているプラスチックに関して包括的に資源循環体制を強化し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までの指針を策定す

る。小泉環境相は、「例えばコンビニなどで無料で無条件で使い捨てプラスチックのスプーンや

資源循環相は、「資源循環の主体におけるプラスチック資源循環等の取り組みを促進するための措置を講じるものとなっている。新法案ではプラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、①プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計②ワンウェイプラスチックの使用の合理化③プラスチック廃棄物の分別収集・自主回収、再資源化――などの事項について基本方針を策定す

ることを可能にする。製造・販売事業者等がプラスチック製品等を自主回収・再資源化する計画を作成し、主務大臣が認定した場合は、認定事業者の廃棄物処理法の業許可を不要とする。

排出事業者が排出抑制や再資源化等取り組むべき判断基準も策定。主務大臣の指導・助言・プラスチックを多く排出する事業者への勧告・公表・示唆した。

また、プラスチック資源の分別収集を促進するため、容器包装リサイクル法ルートを活用した再商品化を可能にする。市区町村と再商品化事業者が連携して行う再商品化計画を策定し、主務大臣が認定した場合には市区町村による選別、梱包等を省略して再商品化事業者が再商品化を実施する

命令を行う。加えて、出事業者が再資源化計画を作成し、主務大臣が認定した場合、認定事業者の廃棄物処理法の業許可を不要とする。施行は公布日から1年未満。